平成２２年（フ）第７１号
宮崎県都城市下川東３―７―10　乙守コーポ203、住民票上の住所宮崎県都城市山田町山田10507番地９
債務者　神　久美子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７２号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池597番地５
債務者　前野　豊作
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２１号
長野県上田市武石余里847番地１
債務者　中川　　浩
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２２号
長野県上田市武石余里847番地１
債務者　中川　知子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４３号
長野県上田市古里1963番地17
債務者　小林　桂子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第９７号
神戸市西区押部谷町木幡18番地の19、旧住所神戸市北区花山中尾台３丁目17―８
債務者　河野かな子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
兵庫県明石市藤江1029番地の２　シャンパーニュハヤシ201号
債務者　藤岡　慎也
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
兵庫県明石市大久保町江井島61番地の２　県営明石江井島第２鉄筋住宅504号
債務者　古川　智代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
兵庫県明石市魚住町清水2258番地　晴風マンション101号
債務者　芳野　照美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
山口県下関市長府黒門南町10番17号
債務者　小島　大輔
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
山口県下関市清末陣屋５番37号、前住所山口県下関市清末陣屋５番38―４号
債務者　岡村　里美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
山口県下関市後田町５丁目８番14号　こーぽたけやま203号、前住所山口県下関市熊野西町７番35号
債務者　下山由美子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２号
長崎県対馬市厳原町西里309番地４
債務者　石田　裕一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
さいたま市南区辻２丁目11番15号　コーポファミール201
債務者　深谷　龍樹
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
埼玉県川口市西川口６丁目18番32号　三輝レジデンス
債務者　齊藤　　晃
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
埼玉県上尾市西宮下２丁目28番地１　グランドメゾン上尾Ａ―101
債務者　芝崎千代美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
埼玉県上尾市原市北１丁目９番地９
債務者　藤崎　キク
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係